

議案第49号

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年6月1日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

三田市自家用有償旅客運送条例（令和3年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 乙原小野線の項を次のように改める。

乙原小野線	小野小学校区（三田市立学校の通学区域に関する規則（昭和34年三田市教育委員会規則第1号）別表小野小学校の項に規定する校区をいう。以下同じ。）内又は有馬富士共生センター	乙原又は小野地内	小野小学校区内又は有馬富士共生センター	小野小学校区
-------	---	----------	---------------------	--------

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。